

4	<p>回答</p> <p>価格が上昇していることは本市も承知しております。しかし、重度障がい者日常生活用具給付事業を含む地域生活支援事業については、各自治体が実施主体となり事業を実施しておりますが、本来国が負担すべき補助金(1/2)が十分に交付されておらず、大阪市に超過負担が生じている状況です。日常生活用具の給付件数も年々増大するなかで、事業実施が困難になっております。そのため、国の補助金(1/2)を義務化し、事業実績に見合った確実な財源措置を講じるよう国に要望しているところであります。</p> <p>障がい者福祉サービス事業を行う事業者への本市独自の補助については、物価高騰の影響が長期化している中、障がい者福祉施設を含めた社会福祉施設等がその影響を強く受けている状況を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「令和7年度大阪市社会福祉施設等に対する物価高騰対応支援金給付事業」として、財政支援策を実施しており、今後とも、物価動向等を踏まえ、必要な支援について検討してまいります。</p> <p>移動支援や同行援護につきましては、障がいのある方の社会参加や余暇活動等、日常生活での外出を支援するための大切な制度であると考えております。今後についても、他の指定都市等とも連携しながら移動支援を個別給付とすることと併せて、必要とする方に支援が行きわたるよう引き続き国に働きかけてまいります。</p>	<p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072</p> <p>回答</p> <p>障がい者の総合福祉施設及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は重要な課題であり、本市ではこれまでも手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも引き続き、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。</p>
5	<p>項目</p> <p>大阪市所有の空き施設を利用しての障がい者の総合福祉施設の設置ならびに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「手話に関する施策の推進に関する法律」が相次いで成立・施行されている状況を踏まえての障がい者の情報提供施設の設置を引き続き要望する。また、手話通訳者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳者などの養成等の委託料については、それらの修了者が各事業のこれからの担い手となることを踏まえ、近年の物価上昇以上の増額を要望する。</p>	<p>項目</p> <p>近年、「障害者差別解消法改正法」など障がい者に関連する法律が施行実施され、国および地方公共団体ならびに事業者などの責務が定められたが、まだまだ周知されているとは言い難い。大阪市としてより一層の啓発・周知に取り組むよう要望する。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>回答</p> <p>令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する啓発・周知は重要な取組であると考えています。</p> <p>本市においては職員が障害者差別解消法を正しく理解し、適切な市民対応を行うため、職員対応要領を定めており、毎年全職員に対し障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行っています。また、市民や事業者に対しても、障害者差別解消法の趣旨を理解していただくことを目的として、令和5年から出前講座を開催しています。</p> <p>今後も障がい者差別の解消に向け、より効果的な手法を検討しながら、啓発・周知を継続して実施していきます。</p>
6		<p>項目</p> <p>令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する啓発・周知は重要な取組であると考えています。</p> <p>【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075</p> <p>回答</p> <p>令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されており、事業者に対する啓発・周知は重要な取組であると考えています。</p> <p>本市においては職員が障害者差別解消法を正しく理解し、適切な市民対応を行うため、職員対応要領を定めており、毎年全職員に対し障がいを理由とする差別の解消に関する研修を行っています。また、市民や事業者に対しても、障害者差別解消法の趣旨を理解していただくことを目的として、令和5年から出前講座を開催しています。</p> <p>今後も障がい者差別の解消に向け、より効果的な手法を検討しながら、啓発・周知を継続して実施していきます。</p>